

**重要**

協会けんぽにご加入の方は必ずご一読ください

# 「健康保険料率に反映させる 新たな制度がスタート！」 ～インセンティブ制度～

インセンティブ制度は、平成30年度から新たに導入された制度で、支部（都道府県）ごとの加入者及び事業主の行動等を評価指標に基づいて評価し、その結果、上位過半数となる支部に対して、インセンティブ（報奨金）が付与され、保険料率が引き下げとなります。

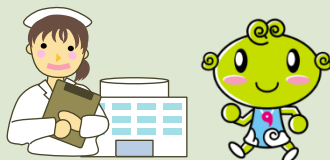
## なにを評価されるの？

## どうすればいいの？

### 5つの【評価指標】

### 皆様をお願いしたいこと

#### 1 特定健診等の受診率



加入者

- ・協会けんぽの健診を毎年必ず受診してください。
- お勤めの方は→「生活習慣病予防健診」
- ご家族の方は→「特定健診」

事業主

- ・協会けんぽの健診以外（事業者健診）を実施の事業所は、健診結果データを協会けんぽへ提供してください。
- （40歳以上の協会けんぽ加入者分に限る）

#### 2 特定保健指導※の実施率

※健診結果で生活改善が必要とされた方への保健指導



該当者

- ・健診結果で「生活改善が必要」と判定された場合には、特定保健指導を受けてください。

事業主

- ・特定保健指導は主に保健師等が事業所訪問し実施します。事業所で特定保健指導を受けられるよう環境整備にご協力ください。

#### 3 特定保健指導対象者の減少率



該当者

- ・特定保健指導は保健師等の指示に従い最後まで中断することなく継続してください。
- ・特定保健指導の対象にならないよう、日頃からの健康づくりを心がけましょう。

#### 4 医療機関への受診勧奨を受けた要治療者※の受診率

※健診結果で要治療（要再検査）の判定を受けた方



該当者

- ・健診の結果、「血圧、血糖値が要治療（再検査含む）」の場合は、必ず医療機関で受診してください。

事業主

- ・従業員の健診結果を把握し、「要治療者」に対して受診を促してください。

#### 5 後発医薬品（ジェネリック医薬品）の使用割合



加入者

- ・医療機関でお薬が処方される場合、医師や薬剤師に「ジェネリック医薬品」の希望を伝え、積極的に使用してください。

# インセンティブ制度のチェックポイント！

## ①インセンティブ制度導入の経緯

政府において、これまで全保険者共通であった「後期高齢者支援金の加算・減算制度（※1）」の見直し決定がなされ、その結果、協会けんぽでは平成30年度から新たにインセンティブ制度を導入し、その実績を2年後の平成32年度以降の各都道府県支部の保険料率に反映させることになりました。

（※1）後期高齢者医療制度への支援金の割合を、各保険者の特定健診・保健指導の実施率によって決定する制度



保険者ごとの基盤、規模、特性等を踏まえて、新たなインセンティブ制度として見直しがなされ、協会けんぽは他の保険者と異なる制度が導入されました。

## ②「インセンティブを付与する」とは

インセンティブの本来の意味は、ある者に対し動機付けするような刺激となるものをいい、報奨金、奨励金などに和訳されています。今回導入されるインセンティブ制度では、5つの評価指標に基づき支部ごとの実績を評価し、その結果、上位過半数の支部に対して得点数に応じた報奨金（インセンティブ）を付与することとしており、その報奨金によって保険料率の引き下げを行います。

5つの評価指標で上位ランクになれば保険料率の引下げとなります。



## ③インセンティブの財源負担

その財源は、全支部から一律0.01%を従来の保険料率（※2）に上乗せして拠出していくことになります。但し、新たな負担分は以下のとおり3年間で段階的に導入します。

1. 平成30年度実績が反映される平成32年度保険料率に0.004%加算
2. 平成31年度実績が反映される平成33年度保険料率に0.007%加算
3. 平成32年度実績が反映される平成34年度保険料率に0.01%加算

（※2）全支部一律の保険料率である「後期高齢者に係る保険料率の部分」



財源は全支部から一律拠出します。

## インセンティブ制度の導入で保険料率はどうなるの？

### 【インセンティブ制度のイメージ図】

島根支部保険料率を10.13%とした場合、インセンティブ制度導入（0.01%拠出あり）後、下記ケースA～Dのいずれかのような保険料率になります。

- ①10.14%
- ②10.13%

- ①財源拠出後の保険料率
- ②財源拠出前の保険料率

＜ケースA＞  
インセンティブなし  
 $10.13\% + 0.01\%$   
 $= 10.14\%$

＜ケースB＞  
インセンティブ  
0.003%のケース  
ケースA - 0.003%  
 $= 10.137\%$   
(拠出分 > インセンティブ)

＜ケースC＞  
インセンティブ  
0.01%のケース  
ケースA - 0.01%  
 $= 10.13\%$   
(拠出分 = インセンティブ)

＜ケースD＞  
インセンティブ0.15%のケース  
ケースA - 0.15%  
 $= 9.99\%$   
(拠出分 < インセンティブ)

インセンティブによる保険料率の引き下げ（水色部分）

▼ インセンティブ制度についてのお問い合わせはこちらまで ▼